

10回目の国勢調査

10月1日全国一斉に実施

この10月1日には、国勢調査が実施されます。

国勢調査は、大正9年以来5年ごとに行なわれ、今回で10回目を迎えることとなります。国勢調査は、全国、都道府県、市町村の人口の大きさや構成を明らかにし、国の政治や行政はもちろん、都道府県や市町村の行政に直接役立つ資料を得るために行なわれるものです。

調査の結果は、たとえば、雇用、教育、社会保障、環境衛生、交通などの対策や議員定数の決定、財政需要額の算定などに欠くことのできない資料として用いられます。

調査する事項

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 氏名 | (10) 勤め先、業主などの事業所の種類 |
| (2) 世帯主との続柄 | (11) 本人の仕事の種類 |
| (3) 男女の別 | (12) 従業地または通学地 |
| (4) 出生の年月 | (13) 世帯の種類 |
| (5) 配偶者の関係 | (14) 住居の種類 |
| (6) 国籍 | (15) 居住室数 |
| (7) 仕事をしたかどうかの別 | (16) 居住室の畳数 |
| (8) 従業上の地位 | |
| (9) 勤め先、業主などの名称 | |

国勢調査では、人口をもれなく、重複しないように調査するため、全国に49万の調査区(大館市は255調査区)が設けられ、この調査区には調査員が1人ずつ配置されております。

また、調査員は10月1日の1週間前から担当調査区内の各世帯に「調査表」をくばり、記入を依頼します。10月1日から3日までの間には、調査員が記入済みの調査票を集めますので調査にあたっては市民1人1人のご協力をお願いします。

新農家台帳の作製にご協力を

市の農業委員会では、去る8月1日現在をもって新農家台帳を作成するため各農家に調査員を巡遊して調査に当たっております。

新農家台帳については、一昨年も調査いたしました。この時には、農政の目標や内容などが明らかにされていなかったため、総合的な農業振興計画をたてるための資料としては乏しいものがありました。

しかし、こんどの調査では、農地保有の合理化と農業経営の近代化をはかるための基礎資料について調査が行なわれることになり、今後の農政にとって重要な調査でありますので、調査員がお伺いした際は、この調査の重要性をご認識されご協力くださるようお願いいたします。

種とう接種のお知らせ

該当者

第1期 40年1月1日から6月1日までの出生者、また、これ以前に生れてまだ接種を受けていない方。

第2期 来春小学校へ入学する方と昭和34年4月2日から35年4月1日までに生れた方。

料 金 1人1回につき20円

場 所	実施月日		時 間	実 施 地 区	
	接 種	検 診			
真中公民館	9	3	午後1.30~2.0	真中地区	
下川沿公民館			2.20~2.5	(片山地区を除く)下川沿地区	
杉沢小学校			1.30~2.0	比内前田・杉沢・大子内・本宮	
二井田公民館		6	13	2.20~2.5	川井田・下川原
茂内公民館		7	14	1.00~2.0	雪沢小学校前
釈迦内公民館		15	21	1.30~2.0	釈迦内地区〔沼館 松木 獅子ヶ森〕 〔板子石・上袋を除く〕
長木公民館		16	22	2.20~2.5	長木地区
石田病院		17	24	1.30~2.3	沼館・松木・獅子ヶ森・板子石・ 上袋御成町1丁目~4丁目
石田病院		20	27	1.30~2.3	有浦1丁目~6丁目中道1丁目~ 3丁目 清水1丁目~3丁目
十二所出張所		28	6	1.30~3.0	十二所全地区
市民体育館	10	7	1.30~3.0	上川沿全地区片山地区・桂城・金坂 赤館・部垂町・桜町・相染町・向町・ 一心院・谷地町・長倉町・愛宕町・古 川町・大正町・鉄砲場・通町・独古町 栄町・田町・川原町・末広町	
市民体育館				弁天町・大正町・御坂・新富町・大町1 区~2区・寺町・常盤木・昭和町・神明 町・南神明町・東新・新地・南町・田代 町・新町・中町・馬喰町・柄沢・東台・ア パート(1~3)中神明・城西・東町 豊町・一通通・旭ヶ丘・住吉町・小館町	

犬を飼っている皆さんへ

9月1日から

犬の放し飼いができません

秋田県では、9月1日から飼い犬の飼育管理の適正化を図るとともに、飼い犬が公衆に危害を加えることを防止することなどの目的で「秋田県飼い犬取締条例」を改正しました。

これによると、飼い犬は常にけい留(つなぐ)しなければならぬことや、飼い犬が公衆に危害を加えたり、危害を加える恐れがあるときは、この犬に口輪をつけ、おりに入れるなどの措置が知事命令でなされることになりました。この命令に従わなかった場合は、5,000円以下の罰金・拘留または科料に処せられることになります。

◆ 飼い主が必ず守らねばならないこと

- ◎ 飼い犬は、つねにつないでおくこと
- ◎ 飼い犬には、首輪をかけ、鑑札、注射済票を必ずつけること。
- ◎ いらぬ犬は、必ず保健所にとどけること。
- ◎ 犬の引き運動は、人出の少いときや人の少い場所で行なうこと。
- ◎ 道路などに便をさせないようにすること。もし、便をしたときは、あとかたづけをするようにしましょう。

◆ 一般の皆さまへ

- ◎ お産前後の犬や、知らない犬にいたずらしたり、不用意に近づかないようにしましょう。
- ◎ 巡回中の保健所職員、飼い犬取締員にご協力ください。
- ◎ 犬にかまれたときは、すぐ保健所に連絡してください。